



尾崎 忠也 議長

# 正・副議長 就任のあいさつ



手島 秀美 副議長

皆様には、平素より市議会に  
対しまして、ご理解とご協力を  
賜わり、心から感謝申し上げます。

この度、私ども両名は正副  
議長に就任いたしました。誠に  
身に余る光栄でありますとも  
に、その責任の重大さを痛感  
し、身の引き締まる思いであり  
ます。

公正、公平なる議会運営はも  
とより、開かれた議会づくりに  
努め、狭山市発展のために尽く  
す決意であります。

また、これから人間市との  
合併協議も重要な局面を迎える  
こととなりますが、皆様からの  
声に耳を傾けながら、議決機関  
としての議会の使命を一層認識  
し、渾身の努力を傾注してまい  
りたいと思っております。  
最後に、今後とも変わらぬご  
支援を賜りますよう、心からお  
願い申し上げます就任のあい  
さつといたします。

## 正・副議長を新たに選出 各委員長も決まる

### 第一回臨時会

平成一六年第二回臨時会が五月一八日に招集され、議員  
提出議案一件を含む九議案が上程され、全議案とも原案の  
とおり可決（同意・承認含む）いたしました。

なお、正副議長の辞職に伴い、議長に尾崎忠也議員、副  
議長に手島秀美議員を新たに選出いたしました。  
また、各常任委員と議会運営委員を選任し、それぞれ正  
副委員長を選出いたしました。

### 議案審議（本会議）

平成一六年第二回臨時会に提  
出された議案、本会議での質疑  
及び審議結果については、次の  
とおりです。

**議案32** 専決処分の承認を求め  
ることについて（狭山市税条例  
の一部を改正する条例）  
（原案承認）

**問** この条例改正による影響額

は。

**答** 市民税の均等割の見直しで  
約三、一三三万円、老年者控除

の廃止で約七、二一〇万円、そ  
れぞれ増額を見込んでおり、配  
当所得、株式等譲渡所得の課税  
方式の見直しで約二、五三三万  
円の減額を見込んでいる。

**問** 地方公共団体の財源確保の  
必要性を国に訴えていくべきで  
は。

**答** 全国市長会等で国に要望す

ることになっている。

**問** 市民税の均等割を納めて  
いる夫と生計を共にする妻にも  
均等割が課税されることになる  
が、その基準と対象者数は。

**答** 基準は妻の収入が一〇〇万  
円を超える場合であり、対象者  
は約一万一、三〇〇人を見込ん  
でいる。

**問** 市民税が課税されることに  
なると、介護保険料にも影響が  
あるのでは。

**答** 介護保険料が年額一万七、  
八〇〇円増額になることも考え  
られる。

**問** 老年者控除廃止、年金控除  
額引き下げによって、六五歳以  
上の夫婦二人で、年間の年金収  
入が二五〇万円（妻の収入なし）  
の場合の課税試算額は。

**答** 現在は市民税、所得税と  
も非課税だが、改正後は市民  
税二万二、二〇〇円、所得税  
五万四、〇〇〇円が課税される  
ことになる。

**反対討論** 広森すみ子議員

**議案33** 専決処分の承認を求め  
ることについて（狭山市国民健  
康保険条例の一部を改正する  
条例）  
（原案承認）

**議案34** 専決処分の承認を求め  
ることについて（平成15年度狭  
山市一般会計補正予算（第9  
号））  
（原案承認）

議案35 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度狭山市下水道事業特別会計補正予算（第3号））（原案承認）

議案36 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度狭山市老人保健特別会計補正予算（第3号））（原案承認）

議案37 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度狭山市計画事業上広瀬土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号））（原案承認）

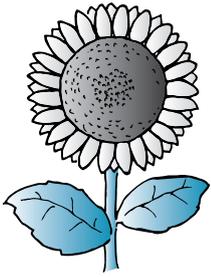
議案38 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第2号））（原案承認）

議案39 狭山市固定資産評価員の選任について（原案同意）

### 議員提出議案

議員提出議案3 狭山市議会委員条例の一部を改正する条例（原案可決）

提出議員 田村 秀二



## 焼却炉の設置手続きに

## 関する条例等を可決

### 第一回定例会

平成一六年第二回定例会（六月二日～一七日）では、焼却炉の設置手続きに関する条例（議案第40号）や議員提出議案など、一九議案を原案のとおり可決するとともに、議案第52号は継続審査として引き続き審査することとなりました。

なお、一般質問には一・二名の議員が登壇し、三日間にわたり市政全般について質問をいたしました。

### 議案審議（本会議）

平成一六年第二回定例会に提出された議案、本会議での質疑及び審議結果については、次のとおりです。

議案40 狭山市廃棄物焼却炉の設置等の手続等に関する条例（原案可決）

問 近隣市にも同様な条例があるのか。また、この条例制定の

必要な指導を行いたい。

問 くぬぎ山地区（狭山市、川越市、所沢市、三芳町、大井町）での協力体制は。

答 他市町にも同様の条例制定を要請していく。

問 くぬぎ山地区内には焼却炉設置を認めないよう県に要望するべきでは。

答 強く要望していきたい。

議案41 狭山市教職員住宅管理条例を廃止する条例（原案可決）

問 廃止する柏原教職員住宅の債務の返済状況と跡地利用は。

答 この住宅に係る債務は既に完済しており、跡地利用は今後協議していく。

議案42 狭山市印鑑条例の一部を改正する条例（原案可決）

問 印鑑登録の申請書類等で性別の記載が必要な様式は。

答 すべての様式で必要なくなる。

議案43 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例（原案可決）

問 今回、市長、議員等及びその親族の兼業を禁止したが、更に条例の内容を検討していく必要があるのでは。

答 今後、事務を進める中で検討していく。

問 県内での条例制定状況と兼業禁止規定の有無は。

答 平成一六年三月現在、当市を含めて五市で制定されているが、兼業禁止規定を設けているのは当市だけである。

問 兼業禁止の対象を「本市の」市議会議員と限定した理由は。

答 指定管理者の選定には市議会の議決が必要であり、選定に

関与することから禁止した。

問 他市の議員等を対象にしなかった理由は。

答 指定管理者の選定に関与しないためである。

議案44 狭山市立幼稚園授業料徴収に関する条例の一部を改正する条例（原案可決）

問 昭和五二年の改定以来、授業料を見直してこなかった理由と今回見直しに至った理由は。

答 これまで好景気の中で市民福祉向上のため、見直しをこななかったが、幼稚園の維持管理費に占める授業料の収入割合が著しく低いいため見直しを行うものである。

問 改定後の授業料を月額八、〇〇〇円とした根拠は。

答 入間市八、〇〇〇円、所沢市九、五〇〇円など、近隣市の授業料等を踏まえて算出した。

問 授業料改定の周知方法と今後の授業料の検証方法は。

**答** 周知は広報等だけでなく、各幼稚園を訪問し、保護者の理解を求め、今後は三年ごとに検証していききたい。

**問** 長年、授業料の見直しをせず、公立幼稚園統廃合の方針を打ち出した今になって値上げするのは、政策的に一貫性に欠けるのでは。

**答** 公立幼稚園の現状を勘案した中で取り組んでいる。

**問** 授業料減免の対象にならず、八、〇〇〇円の授業料を徴収することになる人数とそれに伴う増収の額は。

**答** 平成一六年度の状況で六〇九人であり、一、四〇〇万円程度の増収が見込まれる。

**問** 授業料を値上げするに当たって、生活保護世帯等への対応は。

**答** 「狭山市立幼稚園授業料減免に関する規則」により対応していく。

**問** 行財政改革の中で福祉、教育分野の順位づけは。

**答** 行財政改革推進委員会の答申に沿って順次取り組んでいる。

**問** 私立幼稚園に対する補助金も見直していくのか。

**答** 公立幼稚園の統廃合を検討していく中で見直していく。

**問** もっと増収が見込める行財政改革から取り組むべきでは。

**答** 金額に関係なく、順次取り組んでいる。

**問** 行財政改革の中で、国・県からの補助金交付額を増やすことも考えていくべきでは。

**答** 補助対象となる可能性を見極めながら、各所管で事業を推進している。

**問** 保護者の所得額に関係なく、所得税課税世帯一律に授業料を値上げするの。

**答** 生活保護世帯等は減免制度が利用できるため、決して一律に値上げするものではない。

**反対討論** 大沢えみ子議員

**議案45** 狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例 (原案可決)

**問** 値上げ後の保育料七、〇〇〇円の算出根拠は。

**答** 児童一人当たりの月額経費約一万九千円から、国・県補助金を除いた約一万五千円の半額相当とした。

**問** 今後も補助金を除いた経費の半額相当を保育料としていくのか。

**答** その方針でいきたい。

**問** 他市の保育料の状況は。

**答** 県内各市の平均保育料は約八、三〇〇円である。

**問** 保育料を値上げすることは、子育て支援の流れに逆行するのでは。

**答** 行財政改革推進のため、受益者負担の適正化を図りたい。

**問** 夫婦と子ども二人の家族の場合、保育料七、〇〇〇円の徴収対象となる世帯の所得額は。

**答** 母親のパート収入を六五万円とした場合、四二五万円を超える所得となる。

**問** 金額の大きい大型開発の見直しを先に行うべきでは。

**答** 活力ある市政に向けての投資も必要だと考える。

**問** 保育所の保育料徴収基準のように、所得税の階層区分を細分化して徴収するべきでは。

**答** 学童保育室を運営する県内三五市のうち二一市が所得税課税世帯を一律の保育料としており、当市においても利用者が最低負担すべき額とした。

**反対討論** 猪股 嘉直議員

**議案46** 狭山市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例 (原案可決)

**問** 廃棄物のうち資源物について、狭山市が所有権を主張できる根拠は。

**答** 地方自治法の規定等から、所有権を優先的に主張できるものと考えられる。

**問** 資源物の横取りを発見した場合の措置は。

**答** 常習、悪質な場合には、窃盗罪で刑事告発することも視野に入れていく。

**問** 他市で刑事告発した例は。

**答** 志木市、新座市が告発し、窃盗罪により書類送検となった例がある。

**問** 燃やすごみにも所有権を設ければ、ごみの中から個人情報抜き取られることも防げるのでは。

**答** 今後、検討していきたい。

**議案47** 狭山市火災予防条例の一部を改正する条例 (原案可決)

**問** 劇場等では避難口の近くにも喫煙所を設けることができるようになったが。

**答** 現場を確認し、問題がなければ特例で認めるということである。

**議案48** 平成16年度狭山市一般会計補正予算(第1号) (原案可決)

**問** 入曾調整池を掘り下げることとで溢水が防げるのか。

**答** 応急的な対策として容量の拡大工事を実施するが、引き続き、溢水を防ぐための対応に努めていく。

**問** 柏原新狭山線の取りつけ道路や信号機設置の問題は。

**答** 取りつけ道路は地元住民と協議していく中で対応していく。信号機は更に二方所設置するよう県に要望していく。

**問** 幼稚園、小学校の連携についての研究委嘱事業の内容は。

**答** 入間川幼稚園、入間川小学校を中心に教員の交換研修等を考えている。

**議案49** 市道の路線の認定について(入間川地区内) (原案可決)

**問** 部分開通した東京狭山線や六月二六日開通予定の柏原新狭山線に市道路線は存在しないのか。

**答** 市道が含まれており、現在、路線の確定作業を進めているところである。

**問** 道路を適切に管理するためには、今議会に提案するべきだったのでは。

**答** 早い時期に議会に提案したい。

**議案50** 市道の路線の認定について(入間川地区内) (原案可決)

**議案51** 市道の路線の認定について(原案可決)





待望の柏原新狭山線が開通(6月26日)

- いて(人間川地区内) (原案可決)
  - 議案52 市道の路線の認定につ  
いて(人間地区内) (継続審査)
  - 議案53 市道の路線の認定につ  
いて(人間地区内) (原案可決)
  - 議案54 市道の路線の認定につ  
いて(人間地区及び人間川地区  
内) (原案可決)
  - 議案55 市道の路線の認定につ  
いて(堀兼地区内) (原案可決)
  - 議案56 市道の路線の認定につ  
いて(柏原地区内) (原案可決)
  - 議案57 市道の路線の廃止につ  
いて(柏原地区内) (原案可決)
  - 議案58 市道の路線の廃止につ  
いて(水富地区内) (原案可決)
- 議員提出議案**
- 議員提出議案4 地方分権を確  
立するための真の三位一体改革  
の実現を求める意見書の提出に  
ついて  
提出議員 栗原武 (原案可決)

## 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われた。これは国の財政健全化方策が優先されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に多大な影響を与え、市民生活及び地域経済へも影響をもたらしかねない事態を招来している。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求めるものである。

### 記

- 1 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実績等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。  
特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。
- 2 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。
- 3 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対に行わないこと。
- 4 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月17日

埼玉県狭山市議会

提出先	衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣
	内閣官房長官	経済財政政策担当大臣	総務大臣
	財務大臣	経済産業大臣	文部科学大臣
	厚生労働大臣	農林水産大臣	国土交通大臣